

防虫性繊維製品の表示に関するガイドライン

日本化学繊維協会 標準化委員会 防蚊 JIS 普及 WG

1. 目的

本ガイドラインは、防虫性繊維製品の広告・表示等において、適切な用語を用い、また消費者の誤解を招かないような表現をすることにより、当該製品の機能が正しく消費者に伝わることを目的とし、法令順守の観点からの留意点を記す。

2. 適用範囲

本ガイドラインは、JIS L1950-1/ISO24461 または JIS L1950-2（以下、防虫 JIS/ISO）により得られた試験データを表示の根拠とする一般消費者向けの防虫性繊維製品の広告・表示等に適用する。

3. 防虫性繊維製品の広告・表示等における表記に関する方針

- A) 「医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（以下、薬機法）を遵守し、薬機法上未承認の製品で医薬品・医療機器的な効能効果を標榜したり、暗示したりしないこと。
- B) 不当景品類及び不当表示防止法（以下、景表法）を遵守し、合理的な根拠がない効果や性能を標榜しないこと。
- C) その他、消費者が誤解を招くような表示や表現をしないこと。

具体的に、医薬部外品（医薬品）ではない雑品の表示方針は次の通りとする。

- ・ 「衛生害虫」の名称、「衛生害虫」を暗示させる絵図は使用しない。（ハエ・蚊・ダニなど）
- ・ 「身体への効能・効果を表現」にあたる表現・用語は使用しない。（虫の害・吸血など）
- ・ 「医薬品・医薬部外品」を連想させる表現・用語は使用しない。（薬剤・剤など）
- ・ 繊維製品の防虫性能の確認に用いた試験方法として、防虫 JIS/ISO の規格番号を記載することは可能とする。ただし「生地防蚊性試験方法」あるいは「誘引吸血装置法」など、試験規格のタイトルやサブタイトルであっても、「衛生害虫の名称」や「身体への効能・効果を表現」などを含む表示は不可とする。
- ・ 繊維製品の防虫性能の高低を示す値として防虫 JIS/ISO で規定された区分記号を使用することは可能とする。ただし「吸血阻止指数〇〇%」などの表現は JIS で規定された用語であっても「身体への効能効果を表現」を含むため不可とする。

医薬部外品（医薬品）・雑品を問わず、防虫 JIS/ISO の試験データを根拠とする性能の表示方針は次の通りとする。

- JIS L1950-1/ISO24461 により得られた試験データを根拠に防虫性を表示する場合、防虫性の及ぶ範囲は被服部位（生地で覆われた部位）に限定する。防虫性衣料を着用することで、生地で覆われていない露出部位あるいは防虫性衣料の周辺の空間にも防虫性が及ぶかのような表示は不可とする。
- JIS L1950-2 により得られた試験データを根拠に防虫性を表示する場合、防虫性の及ぶ範囲は生地と接触した虫に限定する。繊維製品の周辺にいる非接触の虫にも防虫性が及ぶかのような表示は不可とする。

4. 防虫性繊維製品の広告・表示例

4.1. 全 般

表現内容	判定	理由・条件
衛生害虫（蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、トコジラミ、イエダニ、マダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類）の名称	×	衛生害虫の防除（駆除や忌避）を標榜する場合、医薬部外品（医薬品）の製造販売承認が必要となるため雑品では使用不可。
衛生害虫を暗示させる絵・イラスト・写真等	×	上記衛生害虫を暗示させるため雑品では使用不可。
害虫	×	上記衛生害虫を暗示させるため雑品では使用不可。
忌避	×	忌避（効果）は、医薬部外品（医薬品）ではない雑品では使用不可。
殺虫	×	殺虫（効果）は、医薬部外品（医薬品）ではない雑品では使用不可。
繊維に蚊を寄せ付けない特殊加工をしています。	×	「蚊」は、衛生害虫に該当するため雑品では使用不可。
繊維に虫を寄せ付けない特殊加工をしています。	○	衛生害虫・薬剤を連想させないので使用可。
繊維に虫を寄せ付けない薬剤加工をしています。	×	「薬剤・剤」は医薬品を連想させるので雑品では使用不可。
JIS L1950 により、防虫性能が確認された生地を使用しています。	×	JIS L1950 は-1/-2 の二部構成のため、枝番を明記して実施した試験方法を明らかにすること。

4.2. JIS L1950-1/ISO24461 の結果を防虫性の根拠とする表示（主に衣料品）

表現内容	判定	理由・条件
このウェアは飛来する虫から身を守りません（ただし、ハチ・アブには効果がありません）。	○	衛生害虫・薬剤を連想させないので使用可。
このウェアは飛来する虫の害から身を守ります。	×	「虫からの害」は「身体への効能・効果を表現」にあたることから雑品では使用不可。
繊維に特殊加工をすることで虫が嫌って寄り付きません（嫌がって逃げます）。	○	衛生害虫、薬剤を連想させないので使用可。
繊維に薬剤を塗布することで虫が嫌って寄り付きません（嫌がって逃げます）。	×	「薬剤・剤」は医薬品を連想させるので雑品では使用不可。
このウェアを着ることで、身体全体に虫が寄り付きません（嫌がって逃げます）。	×	JIS L1950-1/ISO24461 は被服部位における防虫性データとなるため、「身体全体」など防虫性が及ぶ範囲が被服部位以外を含む表現は使用不可。
このウェアで覆われた部分には虫が寄り付きません（嫌がって逃げます）。露出した部分には別途防虫対策をしてください。	○	防虫性が及ぶ範囲が被服部位であることが明確なので使用可。
JIS L1950-1 により、防虫性能が確認された生地を使用しています。	○	試験方法が明確であり、JIS 番号のみの表記は衛生害虫を連想させないので使用可。
JIS L1950-1 「生地の防蚊性試験方法」により、防虫性能が確認された生地を使用しています。	×	JIS 規格のタイトルであっても衛生害虫の名称（蚊）を明記する場合は、医薬部外品（医薬品）の製造販売承認が必要となる。雑品では使用不可。
JIS L1950-1 により、生地の防虫性能が E95+であることを確認しました。	○	試験方法が明確であり、生地の防虫性能の高低のみを示しているので使用可。
JIS L1950-1 により、生地の吸血阻止指数は○○%でした。	×	「吸血」を含む用語は「身体への効能・効果を表現」にあたることから雑品では使用不可。
ISO24461 により、防虫性能が確認された生地を使用しています。	○	試験方法が明確であり、ISO 番号のみの表記は衛生害虫を連想させないので使用可。
ISO24461 「Textiles — Anti-mosquito performance test method」により、防虫性能が確認された生地を使用しています。	×	ISO 規格のタイトルであっても「mosquito」等を含む用語を記載する場合は、医薬部外品（医薬品）の製造販売承認が必要となる。雑品では使用不可。
ISO24461 により、生地の防虫性能が E95+であることを確認しました。	○	試験方法が明確であり、生地の防虫性能の高低のみを示しているので使用可。

4.3. JIS L1950-2 の結果を防虫性の根拠とする表示（主に蚊帳・カーテン・テント等）

表現内容	判定	理由・条件
繊維に特殊加工をすることで、取り付いた虫が中に入ってきません。	○	衛生害虫、薬剤を連想させないので使用可。 ただし、製品近傍の非接触の虫に防虫性が及ぶかのような表現は不可。
繊維に特殊加工をすることで、取り付いた虫を殺虫します。	×	殺虫（効果）は、医薬部外品（医薬品）ではない雑品では使用不可。
JIS L1950-2 により、防虫性能が確認された生地を使用しています。	○	試験方法が明確であり、JIS 番号のみの表記は衛生害虫を連想させないので使用可。
JIS L1950-2 「生地の防蚊性試験方法」により、防虫性能が確認された生地を使用しています。	×	JIS 規格のタイトルであっても衛生害虫の名称（蚊）を明記する場合は、医薬部外品（医薬品）の製造販売承認が必要となるため雑品では使用不可。
JIS L1950-2 により、生地の防虫性能が M90+・D90+であることを確認しました。	○	試験方法が明確であり、生地の防虫性能の高低のみを示しているので使用可。
JIS L1950-2 により、ノックダウン率○ ○%・死亡率○○%でした。	×	「ノックダウン」「死亡」等の用語は衛生害虫への効果と判断される可能性があるため、雑品では使用不可。

5. 防虫性繊維製品の広告・表示等で留意すべき事項

繊維製品の広告・表示等で医薬品的な効能・効果を謳うためには、薬機法に基づき承認を得る必要があります。薬機法に基づいて承認を得ていない繊維製品（雑品）は、薬機法第 68 条「承認前の医薬品、医療機器及び再生医療等製品の広告の禁止」により、人の疾病の予防・治療等や人の構造・機能に影響を及ぼすような効果、衛生害虫の防除（駆除・忌避）等を謳うことはできません。また、厚労省局長通達等により、医薬品的な効能効果を暗示することも効能効果を標榜しているとみなされます。

したがって、繊維製品（雑品）の表示・広告等において、薬機法に抵触する文言や表現を用いないよう、十分留意することが必要です。また、景表法では、商品やサービスの品質、規格などの内容について、実際のものや事実と相違して競争事業者のものより著しく優良であると一般消費者に誤認される表示を優良誤認表示として禁止しており、合理的な根拠がない効果・性能の表示は優良誤認表示とみなされます。本ガイドライン 4 項に記載の広告・表示例に則った表示をした場合でも、優良誤認表示に該当し、景表法違反となる可能性があります。

なお、本ガイドラインは、経済産業省 製造産業局 生活製品課との相談の上、当 WG が厚生労働省 医薬局 監視指導・麻薬対策課、経済産業省 イノベーション・環境局 国際標準課との面談で得た 2024 年 10 月現在の各省庁の見解、および一般社団法人 日本スポーツ用品工業協会が公開している「医薬

品医療機器等法に関する適正表示ガイドライン」(2019年3月13日公開)を参考に作成した当WGとしての是非判断であり、全般的な広告表現の妥当性を保証するものではありません。また、本ガイドラインは予告なく改訂される場合があります。繊維製品の防虫性に関する表示は各社の責任において適切に行ってください。本ガイドラインは一般論としての表現例を記載していますので、個々具体的に疑義が残る場合、および本ガイドライン未掲載の新たな表現例等については、関係都道府県・薬務課に事前確認してください。

以 上

制定：2024年12月20日